【無利息型普通預金規定】新旧対照表

新	旧
１．（略） ２．（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下 、「証券類」といいます。）を受入れできます。**但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。** （２）～（５）（略） ３．～14.（略） 以上 ２０２６年１０月１日現在	１．（略） ２．（証券類の受入れ） （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下 、「証券類」といいます。）を受入れできます。 （２）～（５）（略） ３．～14.（略） 以上 ２０２５年１０月１日現在

無利息型普通預金規定

１．（取扱店の範囲）

無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、取扱店（以下「当店」といいます。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押なつされた印影と届出の印鑑との照合手続を受けたものにかぎります。

２．（証券類の受入れ）

（１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下 、「証券類」といいます。）を受入れできます。但し、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

（４）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

（５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

３．（振込金の受入れ）

（１）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

（２）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（受入証券類の決済、不渡り）

（１）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を無利息型普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

（３）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

５．（預金の払戻し）

（１）この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

（２）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

（３）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

６．（利息）

この預金には、利息をつけません。

７．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（２）この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

８．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（３）すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様に書面によってお届けください。

（４）前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（５）前 4 項の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

９．（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当な注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10.（譲渡、質入れ等の禁止）

（１）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

11.（解約等）

（１）この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が前条第 1 項に違反した場合

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（４）前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. この通帳の記載が当金庫所定の機械記入でないものは無効とします。

以 上

２０２６年１０月１日現在